

子育て世帯生活支援特別給付金

ひとり親世帯以外分

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を受給済みの場合は対象外です。支給要件や必要書類など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

対象 18歳未満の児童（障害児の場合は20歳未満）を養育する父母等のうち、左表

申請など 左表のとおり

別給付金コールセンター 437・1012

所得要件	④令和3年度分の住民税（均等割）が非課税の人 ⑤新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降に家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった人
養育要件	①令和3年4月分の児童手当の受給者（公務員を除く） ②令和3年4月分の特別児童扶養手当の受給者 ③令和3年4月分の児童手当の受給者（公務員） ④令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月分の児童手当受給資格の認定または額改定の認定を受けた人 ⑤令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月分の特別児童扶養手当受給資格の認定または額改定の認定を受けた人 ⑥令和3年3月31日において、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童を養育する人または令和3年4月1日以降に新たに当該児童を養育するに至った人
対象	申請の要否
④令和3年度分の住民税（均等割）が非課税の人	養育要件①②④⑤に該当 申請不要（児童手当、特別児童扶養手当の口座に、6月下旬以降順次支給）
⑤新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降に家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった人	養育要件③⑥に該当 令和4年2月末までに申請が必要 (申請後、順次支給) ※ 申請受付は7月5日（月）から開始します。

新型コロナウイルス感染症による傷病手当金の支給対象期間を9月30日まで延長

国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者のうち、雇い主から給与の支払いを受けている人で、発熱など新型コロナウイルス感染症（疑い含む）の療養のため、勤務予定があるものの4日以上勤務することができず、雇い主から給与の全部または一部を受け取ることができない場合、傷病手当金を支給します。

支給対象期間 令和2年1月1日～令和3年9月30日

申請方法 申請書を郵送します。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 健康保険課保健給付担当（☎423-9457）、後期高齢者医療担当（☎423-9468）

国民健康保険のお知らせ

問合せ 健康保険課資格賦課担当（☎423・9458）

高齢受給者証を送付します

国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の人が持つ高齢受給者証の有効期限は7月31日（または75歳の誕生日の前日）です。8月からの新しい高齢受給者証「桃色」を7月下旬に送付します。

8月以降に70歳になる人には、誕生月の翌月から有効の高齢受給者証を誕生月に送付します（1日生まれの人は誕生月から使用できるため、前月に送付します）。

高齢受給者証の窓口での自己負担割合については、同封のチラシをご確認ください。

申請を 入院時や高額な外来受診時に、被保険者が医療機関へ「限度額適用認定証などの申請を」

申請方法 窓口：申請に必要な（領収書など）

「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、1カ月の窓口での自己負担額を所得に応じた限度額までに抑えることができます。ただし、保険診療外の費用などは除きます。

対象 70歳未満の全被保険者、または70歳以上の被保険者で次の①②のいずれかに該当する人

① 市民税非課税世帯
② 自己負担割合が3割かつ課税所得額690万円未満

申請に必要なもの ▼ 被保険者証 ▼ マイナンバーがわかるもの ▼ 市民税非課税世帯の人で、過去12カ月90日を超える入院歴がある場合、それを証明するもの（領収書など）

申請方法 窓口：申請に必要な

8月からの認定証は7月下旬に送付します（再申請不要）。ただし、国民健康保険加入世帯内に所得の未申告者がいる場合、限度額の区分判定ができないため、送付しません。必要な人は所得の申告後に申請してください。また、短期被保険者証・資格証明書が交付されている70歳未満の人にも送付しません。必要な場合は、改めて申請してください。

60～64歳の人に新型コロナワクチン接種クーポン（接種券）を送付しました

6月23日（水）に60～64歳の人にクーポンを送付しました。

国の指針及び本市実施計画に基づき、基礎疾患を有する人から優先的に受け付けします。基礎疾患を有する人については、事前に届け出いただくことによりクーポンを先行して送付します。届け出の方法などについては市ホームページもしくはコールセンターでご確認ください。

59歳以下の人については、下表のとおり順次送付しますので、お待ちください。

年齢層	50～59歳	16～49歳
発送時期	7/5（月）までに	7/12（月）までに

●接種順位の上位に位置づける基礎疾患を有する人について

- ① 下記の病気や状態の人で、通院/入院している人
慢性の呼吸器の病気、慢性の心臓病（高血圧を含む）、慢性の腎臓病、慢性の肝臓病（肝硬変等）、インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病、血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く）、免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む）、ステロイドなど免疫の機能を低下させる治療を受けている、免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患、神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）、染色体異常、重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）、睡眠時無呼吸症候群、重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療〈精神通院医療〉で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）
- ② 基準（BMI30以上）を満たす肥満の人

問合せ 新型コロナワクチン接種コールセンター（☎0570-077-664）

広告

広告問合せ
 (株)IM総合企画 ☎072・275・5449
 (株)朝日オリコミ大阪 ☎06・6226・1314
 (株)宣成社 ☎06・6222・6888
 (株)ウィット ☎072・688・3275